平成２３年（フ）第７１１０号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４－９－511
債務者　森　　展江
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１２０号
東京都八王子市諏訪町1923－１　松枝住宅７－614
債務者　望月　次郎
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１２３号
東京都青梅市和田町１丁目290－１－203
債務者　柴田智恵子（旧姓渡邉・木崎）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１５３号
東京都足立区伊興本町１丁目10－25－203
債務者　山城　健三
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１６５号
東京都北区滝野川４丁目28－11－302
債務者　今西　達雄
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１７１号
東京都小金井市前原町１丁目11－11－203
債務者　川口　哲朗
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１７２号
東京都小金井市前原町１丁目11－11－203
債務者　川口千代子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１８６号
東京都中野区中野３丁目50－４－204
債務者　塚田　寿美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１８７号
東京都豊島区東池袋５丁目38－７－1801
債務者　大野さおり（旧姓広瀬）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１９１号
東京都江戸川区東小松川４丁目28－10－203
債務者　後藤加奈子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１９２号
東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目11－３－203
債務者　細田　信仁
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１９３号
東京都豊島区北大塚２丁目31－３　第二酒井ビル402
債務者　奥貫　安子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１９４号
千葉県木更津市港南台３丁目24－13
債務者　三浦　里美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１９５号
千葉県市川市大和田３丁目５－12－201
債務者　豊田なほみ（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１９７号
東京都町田市木曽東１－２　Ｂ－３－302、住民票上の住所東京都狛江市猪方３丁目４－１　第３山裕荘101
債務者　宮崎　一郎
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部